議案番号 提案課名	件 名 内 容
議案第16号	三田市下水道条例及び三田市生活排水処理施設条例の一部を改正する条例の制定について
下水道課	下水道事業の適正な運営を図ることを目的として、使用料に係る区分 適用基準を定めるに当たり、当該関係条例の一部を改正しようとするもの。

【内容】

現状の条例には、「公衆浴場」という文言の定義がなされていない。公衆浴場とは、公衆浴場法上、温湯、潮湯又は温泉その他を使用して、公衆を入浴させる施設と定義されているが、物価統制の指定を受け入浴料が指定されている一般公衆浴場と自由に入浴料が設定できる公衆浴場(その他の銭湯、所謂スーパー銭湯等)と区別化できないことから、使用料に係る区分適用基準を定めるため改正するもの。

また、下水道条例及び生活排水処理施設条例において、「基本料金」を「基本使用料」に、「超過料金」を「超過使用料」に改める文言整理を行うもの。

現在、関係法令等の趣旨に基づき、使用料設定等されており、この改正によって、 政策の変更や対象者の使用料体系が変更されるものではない。

【施行期日】

公布の日から